

豊中市第（ ）地区民生・児童委員協議会 主任児童委員連絡会規程

（設 置）

第1条 豊中市第（ ）地区民生・児童委員協議会（以下「協議会」という）会則第14条の規定により、協議会は主任児童委員連絡会（以下「連絡会」という）を置く。

（組 織）

第2条 連絡会は、協議会の主任児童委員（以下「委員」という）をもって構成する。

（目 的）

第3条 連絡会は、協議会を主体とする組織的協調活動のもとにあつて、委員の自主性のある活動を効果的に推進し、もつて協議会における児童福祉活動ならびに児童委員活動の促進を図ることを目的とする。

（役員及び役員の任期）

第4条 連絡会に次の役員をおく。

代 表 1名

副代表 1名

会 計 1名

書 記 1名

2 役員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

（役員の選出）

第5条 代表・副代表・会計・書記は、連絡会の委員の互選により選出する。

（会 議）

第6条 代表は、連絡会の委員の連絡調整にあたり、必要に応じて連絡会を招集する。

（その他）

第7条 その他本規程に定めのない事項については、代表が協議会役員会にはかり、これを定める。

付 則 この規程は、平成16年12月1日から施行する。